

産業廃棄物処分量

許可区分	事業区分	処理方法	取り扱う産業廃棄物の種類
高知県	中間処理	圧縮	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず、繊維くず、紙くず、木くず
		減容	廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）
		選別	廃プラスチック類、金属くず、汚泥、（汚泥は廃電池に含まれるものに限る。）
		破碎	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは廃蛍光灯及び廃水銀灯に含まれるものに限る。）
		剥離	廃プラスチック類、金属くず（いずれも被覆電線に限る。）
		切断	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず